

条項番号	改正前	改正後
P26	<p>第31条 木材一般</p> <p>1 木製構造物及びコンクリート型枠用合板は、使用する素材及び製材品を、兵庫県産木材とする。ただし、足場板等の仮設材は除く。</p> <p>ここで、兵庫県産木材とは「県内の森林で生産された丸太や、この丸太を原材料として県内の工場で加工された製品（県内で加工できない製品については、県内で生産された丸太を原材料として使用していることを証明できる場合は県産木材に含む）」をいう。</p> <p>2 受注者は使用する素材及び製材品について、納品伝票提出時に証明書を添付する。</p> <p>県産木材の証明団体は下記の2団体とする。</p> <p>証明団体</p> <p>兵庫県木材業協同組合連合会（兵庫県木連県産木材供給部会） TEL 078-371-0607 Fax 078-371-7662</p> <p><u>兵庫県森林組合連合会</u> <u>TEL 078-341-5082</u> <u>Fax 078-341-6936</u></p>	<p>第31条 木材一般</p> <p>1 木製構造物及びコンクリート型枠用合板は、使用する素材及び製材品を、兵庫県産木材とする。ただし、足場板等の仮設材は除く。</p> <p>ここで、兵庫県産木材とは「県内の森林で生産された丸太や、この丸太を原材料として県内の工場で加工された製品（県内で加工できない製品については、県内で生産された丸太を原材料として使用していることを証明できる場合は県産木材に含む）」をいう。</p> <p>2 受注者は使用する素材及び製材品について、納品伝票提出時に証明書を添付する。</p> <p>県産木材の証明団体は下記の2団体とする。</p> <p>証明団体</p> <p>兵庫県木材業協同組合連合会（兵庫県木連県産木材供給部会） TEL 078-371-0607 Fax 078-371-7662</p> <p>ひょうご森林林業協同組合連合会 TEL 078-381-5425 Fax 078-381-5435</p>